

川崎市自転車等駐車場の 附置等に関する条例

- ◆ 平成17年4月1日から施行しています。
(平成17年10月1日以降に工事着手する施設は
届出義務があります。)

川崎市内（都市計画法で定める市街化調整区域及び工業専用地域を除く。）
で、百貨店、スーパーマーケット、金融機関、遊技場等の施設の新築、増築を
予定されている皆様へ

川崎市では、平成17年10月1日から川崎市内（都市計画法で定める市街化調整区域及び工業専用地域を除く。）で、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる一定規模以上の集客施設や商業施設等を新築又は増築する場合、施設の設置者は、利用者のためにその施設若しくはその敷地内又は施設から50メートル以内の場所に、「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」で定められた基準に従い算定した台数が20台以上の時は、算定した台数以上の自転車等駐車場を設置しなければならないことになりました。

● 自転車等駐車場の設置等の届出

この条例により、自転車等駐車場を設置又は変更しようとする場合は、自転車等駐車場設置（変更）届出書に次の書類を添付して、建設緑政局自転車利活用推進室に提出してください。

- (1) 自転車等駐車場の位置図
- (2) 自転車等駐車場の配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車等駐車場の平面図
- (5) 自転車等駐車場の構造図（立体式自転車等駐車場及び特殊な装置を用いる自転車等駐車場に限る。）
- (6) 施設面積の積算内訳表
- (7) 自転車等駐車場の規模の算出計算書
- (8) 委任状（届出者と届出業務実務者が異なる場合）
- (9) 駐輪器具の構造図（カタログ等）
- (10) 建築計画概要書の写し

自転車等駐車を設置しなければならない施設

区分	施設の用途	施設の規模	自転車等駐 車場の規模	算定の範囲
1	小売店舗、物品（映画、音楽等の複製物に限る。）を賃貸する事業所及び飲食店 【小売店舗（百貨店、スーパーマーケット等含む。）、レンタルビデオ店、食堂、喫茶店などの飲食店】	施設面積が 400㎡を超えるもの	施設面積 20 ㎡ごとに 1 台	売場、売場間の通路、商品の陳列窓及び陳列室、承り所、会計場所、物品加工修理場、客席、調理室、待合室、その他これらに類する部分の床面積
2	銀行その他の金融機関 【銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社などの金融機関】	施設面積が 500㎡を超えるもの	施設面積 25 ㎡ごとに 1 台	営業室、待合室、応接室、現金自動支払機設置室、その他これらに類する部分の床面積
3	遊技場 【パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場】	施設面積が 300㎡を超えるもの	施設面積 15 ㎡ごとに 1 台	遊技室、景品交換所、その他これらに類する部分の床面積
4	専修学校、各種学校その他技芸等の教授を目的とする施設 【専修学校、各種学校、学習塾、語学教室、料理教室、自転車教習所などの施設】	施設面積が 300㎡を超えるもの	施設面積 15 ㎡ごとに 1 台	教室、講堂、実習室、図書室、資料室、その他これらに類する部分の床面積
5	スポーツ施設 【体育館、ボウリング場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブなどの施設】	施設面積が 500㎡を超えるもの	施設面積 25 ㎡ごとに 1 台	競技場、運動場、練習場、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席、その他これらに類する部分の床面積
6	カラオケボックスその他これに類する施設 【カラオケボックスなどの施設】	施設面積が 400㎡を超えるもの	施設面積 20 ㎡ごとに 1 台	個室、待合室、売店、その他これに類する部分の床面積
7	病院、映画館、美術館、その他これらに類する施設 【病院、診療所、映画館、劇場、演芸場、観覧場、美術館、博物館、展示場などの施設】	施設面積が 400㎡を超えるもの	施設面積 20 ㎡ごとに 1 台	待合室、診療施設、検査施設、会計場所、観客席、展示場、その他これに類するもののうち、専ら利用者の利用に供する部分の床面積
8	郵便局その他の官公署、図書館、公民館、その他これらに類する施設 【郵便局、区役所、税務署、図書館、公民館、集会場、公会堂などの施設】	施設面積が 300㎡を超えるもの	施設面積 15 ㎡ごとに 1 台	待合室、応接室、会議室、集会室、展示室、その他これらに類するもののうち、専ら利用者の利用に供する部分の床面積
備考	(1) この表により算定した自転車等駐車場の規模が 1 台に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。 (2) 混合用途施設については、当該用途ごとに上表で自転車等駐車場の規模を算定し、その合計が 20 台以上である場合に自転車等駐車場を設置しなければなりません。 (3) 施設面積が 5,000 ㎡を超える施設には、5,000 ㎡～10,000 ㎡の部分については、設置規模に基づき算定した台数に 0.5 を乗じて得た台数、10,000 ㎡以上の部分については、0.25 を乗じて得た台数に緩和する特例措置があります。 (4) 施設面積が 500 ㎡を超える小売店舗には、500 ㎡を超える部分については、設置規模に基づき算定した台数に 0.1 から 1.0 までの範囲内で、規則で定める率を乗じて得た台数に緩和する特例措置があります。（後掲の別表を参照してください。）			

自転車等駐車場設置台数計算例

左表により、算定した台数が20台以上の時に、算定した台数以上の自転車等駐車場を設置しなければなりません。

例1 小売店舗の場合

小売店舗 600㎡

小売店舗 $600\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 30\text{台}$
※30台以上の設置が必要となります。

例2 混合用途施設の場合

銀行 200㎡	小売店舗 300㎡
------------	--------------

銀行 $200\text{㎡} \div 25\text{㎡} = 8\text{台}$
小売店舗 $300\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 15\text{台}$
 $8\text{台} + 15\text{台} = 23\text{台} > 20\text{台}$
※23台以上の設置が必要となります。

例3 大規模施設の場合

遊技場 12,000㎡

遊技場 $5,000\text{㎡} \div 15\text{㎡} = 333.33\text{台}$
 $5,000\text{㎡} \div 15\text{㎡} \times 0.5 = 166.66\text{台}$
 $2,000\text{㎡} \div 15\text{㎡} \times 0.25 = 33.33\text{台}$
 $333.33\text{台} + 166.66\text{台} + 33.33\text{台} = 533.32\text{台}$
※533台以上の設置が必要となります。
(1台未満の端数は切り捨て)

例4 家具店の場合（小売店舗の緩和措置が適用される店舗）

家具店 900㎡

家具店 $500\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 25\text{台}$
 $400\text{㎡} \div 20\text{㎡} \times 0.1$ （注） $= 2\text{台}$
 $25\text{台} + 2\text{台} = 27\text{台}$

（注）左表備考欄（4）による緩和措置 ※27台以上の設置が必要となります。

例5 増築の場合（小売店舗を増築した場合）

既存施設 300㎡	増築 200㎡
--------------	------------

◎既存施設が条例制定後に建築された場合
 $(300\text{㎡} + 200\text{㎡}) \div 20\text{㎡} = 25\text{台}$
※25台の設置が必要となります。

◎既存施設が条例制定前に建築された場合
 $(300\text{㎡} + 200\text{㎡}) \div 20\text{㎡} = 25\text{台}$
20台以上なので、設置義務はあるが、設置台数については、次の式によります。
 $200\text{㎡} \div 20\text{㎡} = 10\text{台}$
※10台以上の設置が必要となります。

別 表

小 売 店 舗 の 区 分		率
生鮮食料品等を取り扱う小売店舗		1. 0
生鮮食料品を取り扱わない 小売店舗	電器店	0. 1
	家具店	0. 1
	衣料品店	0. 2 5
	書店	0. 5
	その他の小売店舗	0. 2 5

- 備考 1 「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品をいう。
- 2 「電器店」とは、売場全体の床面積に占める電器用品に係る売場の床面積の割合が70パーセント以上の施設及びこれに準ずるものをいう。
- 3 「家具店」とは、売場全体の床面積に占める家具に係る売場の床面積の割合が70パーセント以上の施設及びこれに準ずるものをいう。
- 4 「衣料品店」とは、売場全体の床面積に占める衣料品に係る売場の床面積の割合が70パーセント以上の施設及びこれに準ずるものをいう。
- 5 「書店」とは、売場全体の床面積に占める書籍及び雑誌に係る売場の床面積の割合が70パーセント以上の施設及びこれに準ずるものをいう。

自 転 車 等 駐 車 場 の 管 理 に つ い て

この条例により、設置を義務付けられた自転車等駐車場の設置者又は管理者は、常に自転車等の整理整頓に努め、利用者が安全に利用できるように下記の事項に留意し自転車等駐車場を適正に管理していただくようお願いします。

- 1 施設を利用する者以外の者（たとえば通勤、通学者）が該当施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用し、あるいは、該当自転車等駐車場が荷物置場、売場など他の用途に供されること等により設置目的に支障をきたすことのないように適正に管理してください。
- 2 当該施設に従事する者が当該施設に設置を義務づけられた自転車等駐車場を利用することにより設置目的に支障をきたすことのないように適正な規模の従業員専用の自転車等駐車場を設置してください。

問 合 せ 先

川崎市建設緑政局自転車利活用推進室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12-1

川崎駅前タワー・リパーク 20 階

電話 044-200-2304